

佐賀県告示第 79 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成 31 年 3 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の区域
多久市 西多久 町大字 板屋及 び武雄 市若木 町大字 川古	西平古場・中山(204-007)	地滑り	次の図のとおり
多久市 西多久 町大字 板屋	平野(204-008)		
多久市 西多久 町大字 板屋及 び武雄 市北方 町大字 大崎	倉持・白仁田(204-019)		

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課、佐賀土木事務所及び杵藤土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)